



2022年9月15日

各 位

会社名 株式会社カラダノート
代表者名 代表取締役社長 佐藤 竜也
(コード番号：4014 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 平岡 晃
(TEL 03-4431-3770)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年10月26日開催予定の当社第14回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社の基本的な方針としては、株主様が会場出席する株主総会と株主様がオンライン出席する株主総会を組み合わせたいわゆるハイブリッド出席型バーチャル総会で実施することとしております。しかし、今後、各種の感染症や天災地変の発生などの緊急事態に備え、確実に株主総会を開催し、事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能にしておくことが、企業のリスクマネジメントの観点から重要であると考えています。これらを踏まえ、各種の感染症や天災地変の発生などの緊急事態に限定して、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、定款第13条第2項は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日または2022年10月26日のいずれか遅い日から効力を生ずるものとします。

また、株主提案がなされた場合など株主の皆様にとって極めて重要と判断される株主総会を開催する場合は、バーチャルオンリー株主総会は実施しない方針です。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案定款第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案定款第15条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供制度の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用す</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>る方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 2022 年 9 月 1 日 (以下「<u>施行日</u>」という) から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 第 13 条第 2 項は、<u>経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条</u></p>

	<u>件として効力を生ずるものとし、 本附則は、効力発生日経過後にこ れを削除する。</u>
--	--

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年10月26日
- (2) 定款変更の効力発生日（予定） 2022年10月26日

以上